フォームW-8BEN-E 使用説明書



(2017年7月改訂)

米国税金の源泉徴収および報告に関する最終受益者のステータス証明書(事業体用)

言及されている条文は内国歳入法の条文です。

今後の進展

フォームW-8BEN-Eに関わる進展については、公表済みの法律の施行などの最新情報と説明をこちらでご確認ください:IRS.gov/FormW8BENE。

最新情報

制限対象FFIと制限対象支店。制限対象FFIと制限対象支店のステータスは2016年12月31日に失効しており、このフォームと説明書から削除されました。

スポンサー付FFIおよびスポンサー付直接的な報告主体であるNFFE。2017年1月1日現在、登録されたみなし遵守FFIおよびスポンサー付直接的な報告主体であるNFFEであるFFIは、このフォームで提供される独自のGIINを取得する必要があり、スポンサー事業体のGIINを提出できなくなりました。このフォームは、この要件を反映するように更新されています。

報告不要IGAのFFI。このフォームとこれらの説明書は、財務省規則におけるIGAの報告主体でないFFIを開示する源泉徴収義務者の要件を反映するように更新されています。また、これらの説明書には、スポンサー付事業体であるIGAの報告主体でないFFIは自己のGIINを提出しなければならず(必要な場合)、スポンサー事業体のGIINを提供してはならないことが明確に示されています。パートXII用説明書を参照してください。さらに、これらの説明書では、外国人である受託者開示信託の受託者は、参加FFI(モデル2の報告主体であるFFIを含む)またはモデル1の報告主体であるFFIとして登録されたときに受け取ったGIINを提出しなければならないことを規定しています。

外国納税者番号(TIN)。これらの説明書は、金融機関の米国事務所または支店で保持されている金融口座の外国口座保有者について、このフォームによる外国TIN(特定の場合を除く)の提出を要求するように更新されています。この要件の免除についてはライン9bの説明書を参照してください。

留意事項

注: FATCAのパートナー法域 (IGAモデル1が互恵的に適用される法域) の居住者については、居住地の所轄当局に特定の税務口座情報が提供される場合があります。

一般的な説明

この説明書で使用される用語の定義については、後述の*定* 義を参照してください。

フォームの用途

このフォームは、外国事業体が第3章と第4章、およびほかの 特定の内国歳入法規定(本説明書で後述)に則って、自己の ステータスを記録するために使用されます。 外国人が受領する以下の内容の米国源泉所得に対しては、米国の税金が30%の税率で課されます。

- 利子(特定の割引発行債権の割引部分(OID)を含みます)
- 配当
- 地代•家賃
- ロイヤリティ
- プレミアム
- 年金
- 履行済みまたは履行見込みの役務の対価
- 証券貸付取引の代替支払

または

• その他の固定もしくは確定可能な年間/定期的な利得も しくは所得

この税金は支払総額を課税ベースとし、通常、第1441条 または1442条に基づき源泉徴収されます。最終受益者に対 して直接支払われた場合、または仲介者、代理人、パートナ ーシップなどの最終受益者を代理する他者に支払われた場 合、支払が行われたものとみなされます。

加えて第1446条では、米国で取引または事業を行うパートナーシップが、その実質関連所得の課税持分の外国人パートナーに対する分配額についても源泉徴収を義務付けています。通常、パートナーシップのパートナーである外国人は、当該パートナーシップが第1441条または1442条に則りフォームW-8を提出すれば、第1446条に基づく文書要件も満たします。ただし、第1441条および1442条の文書要件が第1446条の文書要件に合致しない場合もあります。規則第1.1446-1~1.1446-6.条を参照してください。

源泉徴収義務者または所得の支払者は、適切に記載されたフォームW-8BEN-Eに基づき、当該フォームに関わる支払を、支払額の最終受益者となる外国人に対する支払として取り扱うことができます。該当する場合、源泉徴収義務者は、フォームW-8BEN-Eに基づき、源泉徴収税率の減免措置を適用することができます。特定の種類の所得を受領する場合は、フォームW-8BEN-Eを以下の目的で提出する必要があります。

- フォームW-8BEN-Eの提出理由となる所得の最終受益者であるか、第1446条の対象となるパートナーシップのパートナーである旨を主張するため
- 米国との租税条約を締結する国の居住者が、源泉徴収税 率の減免を申請するため(該当する場合)

フォームW-8BEN-Eを使用し、米国内の取引または事業の遂行に実質的に関連しない想定元本契約からの所得を特定して、かかる所得に関するフォーム1042-Sでの報告の適用除外を申請することもできます。詳細は規則第1.1461-1(c)(2)(ii)(F)条を参照してください。

フォームW-8BEN-Eは、第881(c)条に基づくポートフォリオ利息に対する源泉徴収の免除を申請するためにも使用できます。当該免除は、利息の受領者が支払者の10%の株主である場合の利息の支払、または被支配外国企業が関連者

から受領する利息の支払には適用されません。第881(c)(3)条および第881(c)(5)条を参照してください。このフォームの対象となる利息の支払の受領者は、将来におけるこのフォームの改訂版で、前述の例外的関係のいずれかに該当することの特定を要求される場合があります。

また、特定種類の所得に対するフォーム1099の国内の法定調書提出義務および(第3406条で定める予備源泉徴収税率での)予備源泉徴収の免除を申請する目的でも、フォームW-8BEN-Eを提出が必要となることがあります。かかる所得の例:

- ブローカー収入
- 短期割引債の割引額(OID) (期限183日以内)
- 銀行預金利子
- 外国源泉の利子、配当、地代・家賃、ロイヤリティ収入

所得の支払を受領するか口座に入金処理が行われる前に、フォームW-8BENを源泉徴収義務者または支払者に提出してください。要求時にフォームW-8BEN-Eを提出しない場合、税率30%、または予備源泉徴収の対象となる支払を受領する特定のケースでは予備税率での源泉徴収が行われる場合があります。

第3章の要件に加えて、第4章では、源泉徴収可能な支払を受け取る受領者である事業体の第4章のステータスを識別することが源泉徴収義務者に求められています。 源泉徴収義務者は、受領者の第4章に基づくステータスを証明するためにこのフォームW-8BEN-Eを要求して、かかる支払に対する30%の税率での源泉徴収を避けることができます。

第4章では、参加FFIおよび特定の登録型みなし遵守FFIに、事業体である口座保有者を文書で記録し、それぞれの第4章に基づくステータスを判断できるようにすることも義務付けています。これは、当該事業体の受領する支払が源泉徴収の対象であるか否かとは関係ありません。FFIに口座を保有する事業体は、第4章のステータスの文書記録として、FFIから当フォームW-8BEN-Eの提出を求められる場合があります。

補足情報 補足情報および源泉徴収義務者用説明については、フォームW-8BEN、W-8BEN-E、W-8ECI、W-8EXP、およびW-8IMYの申請者用説明書を参照してください。

フォームW-8BEN-Eの提出義務者

外国事業体が源泉徴収義務者から源泉徴収可能な支払を受領するか第3章に基づく源泉徴収可能な支払を受領する場合、または事業体がこのフォームを要求するFFIに口座を保持する場合には、当該外国事業体または事業体は、フォームW-8BEN-Eを源泉徴収義務者または支払者に提出する必要があります。

以下の場合、フォームW-8BEN-Eを使用しないこと。

- 米国人である場合(米国市民、外国人居住者、州法に基づき組織化された法人など米国人として扱われる事業体を含みます)。代わりに、フォームW-9「納税者番号および認証の申請書」を使用します。
- 第953 (d) 条に基づき米国人として扱われることを選択した外国の保険会社である場合。代わりに、フォームW-9を源泉徴収義務者に提出して、第4章の解釈上はFFIとみなされる場合であっても、米国人ステータスを有することを証明します。
- 個人の非居住者外国人である場合。代わりに、フォーム W-8BEN、米国税金の源泉徴収と報告に関わる最終受益者 の外国人ステータス証明書(個人用)、またはフォーム8233「 非居住者である外国人個人の独立的(および特定の従属的)

人的サービス報酬に対する源泉徴収の免除」を適宜使用します。

- 米国税務上のみなし事業体、支店、フロースルー事業体で ある場合。ただし、このフォームを使用する目的が次のいず れかである場合はこのフォームを使用することができます。 みなし事業体かフロースルー事業体が(FFIに口座を保有す ることから)第4章のステータスを記録するため、またはみな し事業体かパートナーシップが税務上の居住者として課税 義務を負うハイブリッド事業体であるため。後述のハイブ リッド事業体向けの特別な説明を参考にしてください。フ ロースルー事業体は、第6050W条で特定する参加受領者で ある旨を記録するために、このフォームを使用することもで きます。 所有者 (外国人であること) が1人であるみなし事業 体かFFIの支店は、適宜、フォームW-8BENまたはフォーム W-8BEN-Eを提出してください。単独所有者が米国人である 場合は、フォームW-9を提出してください。 パートナーシップ である場合は、フォームW-8IMY、外国仲介者、外国フロース ルー事業体、または米国税金の源泉徴収と報告に関わる特 定米国支店の 証明書を提出する必要があります。
- 仲介者(すなわち、自己の勘定でなく、代理人、名義人、管理人として他者の勘定で行動する者)、適格仲介者(適格デリバティブディーラーとして行動する適格仲介者を含む)、または適格証券貸付人(QSL)として行動する場合。 代わりにフォームW-8IMYを提出してください。
- 米国内の取引または事業の遂行に実質的に関わる所得を受領する場合(パートナーシップを通じて分配されるものを除きます)。代わりに、フォームW-8ECI「米国内の取引または事業と実質的に関連する所得である旨を申請する外国人の証明書」を提出してください。過去に提出したフォームW-8BEN-Eの対象である所得が実質関連所得となった場合には、状況が変わったことになり、フォームW-8BEN-Eは有効ではなくなります。
- 外国政府、国際機関、外国の中央銀行、外国の免税団体、 外国の民間基金または第 115(2)、501(c)、892、895、もし くは1443(b)条の適用可能性を申請する米国の所有下にあ る政府のために届出を行っている場合。代わりに免除の対 象である旨を証明するために、フォームW-8EXP「米国源泉 徴収税および報告に関する外国政府またはその他の外国 組織の証明」を提出して、第4章に基づくステータスを特定 します。ただし、租税条約の恩恵を申請する場合はフォーム W-8BEN-Eを提出する必要があります。予備源泉徴収また は第4章のステータスの開示が免除される外国人であること を主張している場合のみ、このフォームを提出できます。例 えば、第501(c)条に基づく外国免除事業体が、非関連事業 所得として課税の対象となるため免税にならないものの、租 税条約のロイヤリティ条項に基づき源泉徴収税率の軽減が 受けられるロイヤリティ収入を受領する場合には、フォーム W-8BEN-Eを提出します。実質関連所得(例えば、内国歳入 法の該当条文に基づき免税とならない商業活動からの所得 等)を受領する場合は、フォームW-8ECIを使用してください。
- 租税条約の恩恵を申請する目的で持分保有者本人から提出された文書を送信するリバースハイブリッド事業体に該当する場合。代わりにフォームW-8IMYを提出してください。外国のリバースハイブリッド事業体も自己のために租税条約の恩恵を申請する意図でこのフォームを使用することはできません。後述の外国リバース事業体を参照してください。
- 第1441条・1442条、および付随規則の意味における源泉 徴収を行う外国のパートナーシップまたは外国の信託に該 当する場合。 代わりにフォームW-8IMYを提出してください。
- 第1446条に則り文書を提出する外国のパートナーシップ または外国の自益信託に該当する場合。代わりにフォーム W-8IMYおよび付随文書を提出します。

• 該当するモデル1のIGAの下でFFIとされる米国の金融機関の外国支店(適格仲介支店を除きます)に該当する場合。源泉徴収義務者へフォームW-9を提出し、自身の米国人ステータスを証明することができます。

フォームW-8BEN-Eを源泉徴収義務者に提出するフォームW-8BENはIRSに送付せず、代わりにこのフォームの要求者に提出してください。一般的に、支払を行うか入金処理をする者、または所得を分配するパートナーシップが要求者となります。FFIから自分の口座のステータスを開示するためにこのフォームを要求されることもあります。

W-8BEN-Eを源泉徴収義務者に提供する時期 支払の受領、口座への入金処理、または所得の分配前に、フォームW-8BEN-Eを要求者に提出してください。このフォームを提出しない場合、源泉徴収義務者は、30%の税率(第3章または第4章のいずれかに基づく)、予備源泉徴収税率、または第1446条により適用される税率での源泉徴収を余儀なくされる可能性があります。単一の源泉徴収義務者から異なる恩恵の対象となる複数の所得を受領する場合、源泉徴収義務者はその判断で、所得の種類ごとに、フォームW-8BEN-Eを提出するよう要求する可能性があります。通常、源泉徴収義務者ごとに別個のフォームW-8BEN-Eを提出する必要があります。

注: 1人以上の他者と所得を共有する場合、共有者全員がフォームW-8BENまたはフォームW-8BEN-E(またはほかの適用文書)を提出することを条件に、源泉徴収義務者は、当該所得を支払の最終受益者である外国人が所有するものとして取り扱います。口座保有者のいずれかが特定の米国人または米国人の所有する外国の事業体に該当する場合、このフォームを要求するFFIはかかる口座を第4章に基づく米国の口座として取り扱います(ただし、当該口座が第4章の解釈上米国の口座ステータスから排除される場合を除きます)。

状況の変化 状況の変化により、提出したフォームW-8BEN-E の情報が第3章または第4章のいずれかの解釈上不正確になった場合、源泉徴収義務者または口座のある金融機関に状況が変化した日から30日以内に、規則第1.1471-3 (c) (6) (ii) (E) (2) 条で定める書類を提供して、通知する必要があります。第3章の目的上の状況の変化の定義については規則第1.1441-1 (e) (4) (ii) (D) 条を、第4章の目的上の状況の変化の定義については第1.1471-3 (c) (6) (ii) (E) 条を参照してください。



該当するIGAに基づき、第4章のステータスを申請するFFIに関して、状況の変化の例としては、FFIの組織化法域または在住法域(またはフォームパートIIに記

載する法域)が有効な政府間協定を有するものとして取り扱われる法域リストの対象から除外される場合、法域のFATCAステータスが変更する場合(モデル2からモデル1等)が挙げられます。協定リストの管理先:www.treasury.gov/resourcecenter/tax-policy/treaties/Pages/FATCA-Archive.aspx。

フォームW-8BEN-Eの有効期間 フォームW-8BEN-Eは、第3章および第4章の目的に関して、基本的に、フォームの署名日付を開始日とし、後続する3年目の12月31日を終了日とする期間、有効です。ただし、状況の変化によりフォームに記載したいずれかの情報が不正確となる場合を除きます。例えば、2014年9月30日に署名されたフォームW-8BENは、2017年12月31日まで有効です。

ただし、特定の状況下では、フォームW-8BEN-Eは状況の変化がない限り無期限で有効となります。第3章と第4章の目的上の有効期間については、規則第1.1441-1(e)(4)(ii)条および第1.1471-3(c)(6)(ii)条をそれぞれ参照してください。

定義

口座保有者 口座保有者とは、一般的に、金融口座の保有者または所有者として掲げられるか特定される人物を言います。例えば、パートナーシップが金融口座の保有者または所有者として提示される場合、当該パートナーシップのパートナーでなく、当該パートナーシップが口座保有者となります。ただし、みなし事業体(第4章の解釈上FFIとして扱われるみなし事業体を除く)が保持する口座は、当該事業体の単独所有者が保持するものとして扱われます。

第3章に基づく源泉徴収の対象額 一般的に、第3章に基づく源泉徴収の対象額は、米国源泉所得のうち、固定または確定可能な年間または定期的(FDAP)な所得の金額です。 FDAP所得は、総所得に含まれるすべての所得で、利子(OIDを含みます)、配当、地代・家賃、ロイヤリティ、および報酬などがこれに当たります。 第3章の源泉徴収の対象額には、FDAPに該当しない、財産の売却益の大部分(マーケットディスカウントとオプションプレミアムを含みます)や規則第1.1441-2条に記載するその他の特定所得項目(銀行預金利子や短期OIDなど)などは含まれません。

第1446条に関する源泉徴収の対象額は、パートナーシップの実質関連課税所得にかかる外国人パートナーの持分です。

最終受益者 租税条約に基づき源泉徴収税率の減免が申請される支払を除き、所得の最終受益者とは、通常、米国の課税原則に基づき、当該支払を税務申告上の総所得に含めることを要求される人物を指します。ただし、当該人物が名義人、代理人、管理者として所得を受領する場合、または取引への関与に実質を伴わない媒介人である場合には、所得の最終受益者とはなりません。支払額が所得に該当しない場合、最終受益者は支払を所得とみなして判断されます。

外国のパートナーシップ、外国の単純信託および外国の 自益信託(grantor trust)は、パートナーシップまたは信託に 支払われた所得の最終受益者とはなりません。外国のパー トナーシップに支払われる所得については、パートナー自体 がパートナーシップ、外国の単純または自益信託、名義人そ の他の代理人に該当する場合を除き、通常、パートナーシッ プのパートナーが最終受益者となります。外国の単純信託 (すなわち第651(a)条に記載する外国の信託)に支払われ る所得については、当該信託の受益者が外国のパートナー シップ、外国の単純または受益信託、名義人その他の代理 人でない場合には、通常、当該受益者が最終受益者となりま す。外国の自益信託(すなわち信託所得の全部または一部 が第671~679条に基づき当該信託の委託者または他の人 物に所有されるものと扱われる外国の信託) に支払われる 所得については、当該信託の所有者として扱われる人物が 最終受益者となります。外国の複合信託(すなわち、外国の 単純信託または外国の自益信託に該当しない外国の信託) に支払われる所得については、信託自体が最終受益者とな ります。

第1446条に関しては、受益者でなく外国の単純信託がパートナーシップにフォームを提出する点を除き、同じ最終受益者ルールが適用されます。

外国のエステートに支払われる所得については、当該エステート自体が最終受益者となります。

注: 米国のパートナーシップ、米国の信託または米国のエステートに対する支払は、第3章および第4章に基づき、30%の税率による源泉徴収の対象とならない米国の受領者に対する支払として扱われます。米国のパートナーシップ、信託、またはエステートは、源泉徴収義務者にフォームW-9を提出

する必要があります。第1446条に関して、米国の自益信託またはみなし事業体は、自己の権限で源泉徴収義務者にフォームW-9を提出せず、委託者または他の所有者が適切なフォームを源泉徴収義務者に提出するものとします。

第3章 第3章とは、内国歳入法の第3章(外国人非居住者および外国法人に対する税金の源泉徴収)を指します。第3章は、第1441~1464条で構成されています。

第4章 第4章とは、内国歳入法第4章 (特定の外国口座に関して報告義務が必須である税金)を指します。第4章は、第1471条~1474条で構成されています。

第4章のステータス第4章のステータスという用語はある者のステータスのことであり、具体的には、米国人、特定米国人、外国人である個人、参加FFI、みなし遵守FFI、制限分配者、免除最終受益者、非参加FFI、領域内金融機関、免除対象NFFE、または受動的NFFEのいずれかを指します。

みなし遵守FFI 第1471 (b) (2) 条では、特定のFFIは、IRSとの協定の締結を必要とせずに、第4章の規則を遵守しているものとみなされます。 ただし、特定のみなし遵守FFIは、IRSに登録して、GIIN (グローバル仲介者識別番号) を取得する必要があります。 これらFFIは、**登録型みなし遵守FFI**と呼ばれます。 詳細は規則第1.1471-5 (f) (1) 条を参照してください。

みなし事業体 単独事業主を有し、かつ規則第301.7701-2 (b) 条に基づき法人に該当しない事業体は、その事業主とは別個の事業体とみなされません。通常、みなし事業体はこのフォームW-8BEN-Eを源泉徴収義務者に提出せず、当該事業体の所有者が適当な文書 (例えば所有者が外国の事業体である場合にはフォームW-8BEN-E) を提出します。ただし、源泉徴収可能な支払を受領するみなし事業体が、単独所有者が組織化された国以外のFFIである場合、または固有のGIINを持つ場合は、当該外国の所有者はフォームW-8BEN-EのパートIIを記載して、支払を受領するみなし事業体としての第4章のステータスを記録する必要があります。

米国税務上、みなし事業体とされる特定の事業体は、適用可能な租税条約に基づき条約の恩恵を申請するうえで条約上の居住者として扱われるか、または、該当するIGAに基づくFFIと認識されることがあります。租税条約の恩恵を自己のために申請するハイブリッド事業体は、フォームW-8BEN-Eを記載する必要があります。後述する特別な指示の項目「ハイブリッド事業体」を参照してください。

所有者が米国人のみなし事業体、または所有者が外国人であり、そうでなければパートIIの記入資格のないみなし事業体(当該事業体が単独所有者と同じ国に属し、かつGIINを有していない)は、第4章の目的で自己について記録するためだけにこのフォームをFFIに提出することができます。この場合、みなし事業体は、最終受益者に準じてパートIを記入し、ライン3への記入は不要です。

金融口座金融口座には、以下が含まれます。

- FFIが保持する預金口座。
- FFIが保持する保管口座。
- 投資事業体および特定の持ち株会社、トレジャリーセンター、または規則第1.1471-5(e)条で定義する金融機関での資本持分または債権持分(証券市場で定期的に取引される持分を除きます)。
- 特定の積立型保険契約。
- 年金契約。

第4章に関して、特定の税金優遇貯蓄口座、有期生命保険契約、エステートの保有口座、エスクロー口座、年金契約など、口座に対して例外が適用されます。これら例外には一定の条件が課されます。詳細は規則第1.1471-5(b)(2)条を参

照してください。適用可能なIGA(政府間モデル協定)によっても、金融口座の定義から一部の口座が除かれる場合があります。

金融機関 金融機関とは、一般的に預金機関、カストディ機関、投資事業体、または積立型保険契約もしくは年金契約を販売する保険会社(もしくは保険会社の持ち株会社)に該当する事業体を指します。詳しくは規則第1.1471-5(e)条を参照してください。

ある領域で組織化された投資事業体のうち預金機関、保管機関または特定の保険会社に該当しないものは、金融機関として扱われず、領域所属NFFEに該当します。かかる事業体は、自己が規則第1.1472-1(c)(1)条で定める免除対象に該当しない場合(適用除外領域に属するNFFEを含みます)に、規則1.1473-1(b)(1)条のこの定義を使って(10%の基準値を適用)、自己の実質的米国人所有者を開示する必要があります。

外国金融機関(FFI) 外国金融機関(FFI)とは、金融機関である外国事業体を指します。

財務上透明な事業体 現状において、事業体の持分所有者が 事業体に支払われる所得項目の自己の持ち分(分配の有無 に関わりません)を別途考慮している限りにおいて、事業体 は租税条約の恩恵を申請する所得項目に関して財務上透明 であるものと扱われ、所得項目の性質を事業体により実現さ れる源泉から直接実現したものとして判断する必要がありま す。例えば、パートナーシップ、共同信託基金、単純信託また は自益信託は、受領した所得項目に関して財務上透明である と通常みなされます。

フロースルー事業体 フロースルー事業体とは、外国のパートナーシップ(源泉徴収をする外国のパートナーシップを除きます)、外国の単純もしくは自益信託(源泉徴収をする外国の信託を除きます)、または租税条約に基づき源泉徴収の軽減もしくは免除を申請する支払に関して、持分所有者の法管轄で当該支払について財務上透明とみなされる事業体を指します。

外国人 外国人には、外国法人、外国のパートナーシップ、外国の信託、外国のエステートのほか、これ以外の米国人に該当しない者が含まれます。また、外国の支店が適格仲介支店に該当する場合は、米国の金融機関の支店やオフィス、または米国の清算機関も含まれます。 外国人の米国支店への支払は通常、外国人への支払となります。

GIIN GIINとは、グローバル仲介者認識番号を意味する略語です。 この番号は第4章に則ってIRSに登録された事業体に割り当てられる認識番号です。

ハイブリッド事業体ハイブリッド事業体とは、内国歳入法のステータスの目的では会計上パススルー組織として取り扱われるものの、米国と租税条約を締結する国で会計上パススルー組織として取り扱われない者(個人以外)を指します。ハイブリッド事業体のステータスは、租税条約の恩恵の申請に関連する概念です。源泉徴収可能な支払を受領する場合、第4章のステータスを提出する必要があります。

政府間モデル協定(IGA) 政府間モデル協定(IGA)とは、モデル1のIGAまたはモデル2のIGAを指します。発行済みのIGA モデル1またはIGAモデル2があるものとして取り扱われる法域のリストは、こちらから閲覧できます。 <u>www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Pages/FATCA-Archive.aspx</u>

IGAモデル1とは、米国政府または米財務省と外国政府 または1つ以上の代理機関とが締結する協定で、FFIがかか る外国政府またはその代理機関に報告することを通じて FATCAを執行し、その後報告された情報を自動的にIRSとや り取りする合意を指します。IGAモデル1の適用法域におい て当該法域の政府に口座に関する報告を行うFFIは、**モデル 1の報告主体であるFFI**と呼ばれます。

IGAモデル2とは、米国政府または米財務省と外国政府ま たは1つ以上の代理機関とが締結する協定または取り決め で、FFIとの契約の要件に従い、FFIが直接IRSに報告するこ とを通じてFATCAを執行し、かかる外国政府またはその代理 機関とIRSとの情報のやり取りで補完される合意を指します。 IGAモデル2の適用法域において、支店に関するFFI契約を 締結するFFIは、参加FFIに該当しますが、モデル2の報告主 体であるFFIと呼ばれる場合もあります。

IGAによる報告主体であるFFIという用語は、モデル1の報 告主体であるFFIとモデル2の報告主体であるFFIの両方の 総称です。

非参加FFI 非参加FFIとは、参加FFI、みなし遵守FFI、免除最 終受益者のいずれにも該当しないFFIを指します。

IGAの報告主体でないFFI IGAの報告主体でないFFIとは、以 下の要件を満たすモデル1またはモデル2のIGA法域の居住 者であるか、当該法域に所在地があるか設立されているFFI です。

- モデル1またはモデル2のIGAの付則IIIの特定のカテゴリー に記載されている報告主体でない金融機関。
- 規則第1.1471-5(f)(1)(i)(A)条~(F)条に記載されてい る登録されたみなし遵守FFI。
- 規則第1.1471-5 (f) (2) (i) 条~ (v) 条に記載されている認 証型みなし遵守FFI。または
- 規則第1.1471-6条に記載されている免除最終受益者

参加FFI 参加FFIとは、モデル1の報告主体であるFFIまたは 米国支店以外のFFIのすべての支店に関するFFI契約の条 件を遵守することに合意したFFIです。参加FFIという用語に は、支店がモデル1の報告主体となるFFIに該当する場合を 除き、モデル2の報告主体となるFFIおよび米金融機関のQI 支店も含まれます。

参加受領者 参加受領者とは、決済カードを支払として受け 入れるか、第6050W条を目的とする第三者ネットワーク取引 の決済で第三者決済組織から支払を受け入れる者を指し ます。

受領者 通常、受領者とは支払の対象となる者を指し、その 者が最終受益者であるか否かは問われません。金融口座に 成された支払については、受領者は金融口座の保有者であ ることが一般的ですが、規則第1.1441-1(b)(2)条および第 1.1471-3(a)(3)条を参照してください。

支払決済事業体(PSE) 支払決済事業体(PSE)とは、商人 を取得する事業体または第三者決済組織を指します。第 6050W条に基づきPSEは、決済カード取引または第三者ネ ットワーク取引の決済で行われた支払の報告義務を通常負 います。ただし、該当するフォームW-8に外国人として記録さ れる最終受益者に対する支払は報告の必要はありません。

適格仲介者(QI) 適格仲介者(QI)とは、規則第1.1441-1(e) (5) (iii) 条に記載されているIRSとの契約の当事者である 人物です。 *適格デリバティブディーラー (QDD)*とは、規則第 1.1441-1(e)(6)条に則り、特定の報告および源泉徴収義務 に合意済みのQIを指します。

非協力的口座保有者 非協力的口座保有者には、口座が米国 口座であるかどうか判断するための開示や情報に関して、口 座を維持しているFFIの要求に従わない事業体(非参加FFIと して扱う必要のある事業体以外)が含まれます。詳しくは規 則第1.1471-5(g)条を参照してください。

リバースハイブリッド事業体 リバースハイブリッド事業体と は、米国税法の原則に基づき財務上透明でないが、米国が 租税条約を締結する法域の法律に基づき財務上透明である 者(個人を除きます)を指します。 その所有者のために租税 条約の恩恵を申請するリバースハイブリッド事業体に関する 情報については、フォームW-8IMYおよび付随する説明書を 参照してください。

特定米国人 特定米国人とは、規則第1.1473-1 (c) 条で特定 する者以外の米国人を指します。

実質的な米国人所有者 実質的な米国人所有者(規則第 1.1473-1(b)条の定義を準用)とは、以下のいずれかに該当 する特定の米国人を指します。

- 外国法人の株式の10%超(議決権または評価額ベースで) を直接または間接的に所有する。
- 外国のパートナーシップの利益または資本持分の10%超 を直接または間接的に所有する。
- 第671条~679条に基づく外国信託のいずれかの部分の 所有者として扱われる。
- 信託の受益権の10%超を直接または間接的に所有する。 **米国人** 米国人とは、第7701(a)(30)条に定義され、国内の パートナーシップ、法人および信託を含みます。



年金契約または積立型保険契約を発行する特定の 外国の保険会社のうち、連邦税上、米国人として扱わ **** れることを選択しているものの米国で事業を遂行す

る免許を持たないものは、第4章ではFFIとして取り扱われま す。ただし、第3章と第4章の両方に則した文書を源泉徴収義 務者に提出するには、かかる保険会社はフォームW-9を使っ て米国人としてのステータスを証明することができます。同 様に、該当するIGAではFFIとして扱われる米国金融機関の 外国支店(適格仲介支店として営業する支店を除きます)も、 フォームW-9を使って、第3章と第4章に則った米国人として のステータスを証明することができます。

源泉徴収可能な支払 源泉徴収可能な支払は、規則第 1.1473-1(a)条で定義されています。 源泉徴収可能な支払 の定義に対する特定の例外については、規則第1.1473-1(a) (4)条(非金融性の特定の支払など)を参照してください。

源泉徴収義務者 米国源泉のFDAP所得を第3章または4章 の源泉徴収義務に従って、支配、受領、保管、処分または支 払を行う権限を有する者(米国人または外国人を問いませ ん)は、源泉徴収義務者に該当します。源泉徴収義務者は、 個人、法人、パートナーシップ、信託、組合、その他の事業体で ある可能性があり、例えば、外国仲介者、外国パートナーシッ プ、特定の外国銀行や保険会社の米国支店などが挙げられ ます。

第1446条に関しては、米国で取引または事業を遂行する パートナーシップが源泉徴収義務者となります。一般に取 引されるパートナーシップについては、源泉徴収義務者は、 パートナーシップ、外国人のために持分を保有する名義人 またはその両方である可能性があります。規則第1.1446-1 ~1.1446-6.条を参照してください。

特別な指示

パート I - 最終受益者に関する情報

ライン1 記名します。みなし事業体または支店の場合は、事 業者名を記入せず、所有者(または、支店の場合、その一部 を形成している事業体)の正式名称を記入します(該当する 場合、複数のみなし事業体に目を通すこと)。ただし、租税条 約の恩恵を申請するハイブリッド事業体であるみなし事業 体は、後述する特別な指示の項目「ハイブリッド事業体」を参 照してください。



口座名義人であることを開示する目的でのみFFIに このフォームを提出する口座保有者であり、源泉徴 収可能な支払または報告対象の金額(規則第

1.1441-1 (e) (3) (vi) 条に定義) を受け取っていない場合、パ ートルには「口座保有者」に置き換えて「最終受益者」と記載す る必要があります。



口座の記名保有者が、第4章の趣旨での口座保有者 に必ずしも該当するとは限りません。口座保有者に 該当するかを判断するには、前述の「定義」を参照す

るか、モデル1/モデル2のIGAの対象となるFFIが維持管理 する口座については、該当IGAの口座保有者の定義を参照し てください。FFIに口座を保有する場合で、IGAの「口座保有 者」の定義が自分の口座に該当するか確信が持てないとき は、このフォームの提出を求められたFFIに問い合わせてく ださい。

ライン2 法人である場合は、法人化した国を記載します。法 人以外の事業体は、創設、組織化または支配される法律の国 名を記載します。

ライン3源泉徴収可能な支払を受領するみなし事業体は、 以下の場合、ライン3に自分の名称を記載します。1) IRSに 登録し、みなし事業体の法的名称に関連してGIINの交付を 受けている。2) モデル1またはモデル2の報告主体である FFI。3)このフォームを使って租税条約の恩恵を申請するハ イブリッド事業体ではない。



みなし事業体の法的名称を提供する必要がない場 合でも、ライン10にみなし事業体の名称を記載する ことで、自己が支払を受領または口座を保持するみ

なし事業体に該当する旨を源泉徴収義務者に知らせること ができます。情報提供のみを目的としてこのフォームを要求 している源泉徴収義務者の口座を持つみなし事業体の名称 を報告する場合(つまり、みなし事業体がこのフォームのライ ン1またはパート川で報告されていない場合)、ライン3にみな し事業体の名称を記入することができます。

ライン4 適用するボックス1つにチェックを入れます。これに より、チェックを入れたボックスが示す分類に該当する旨を 表明したことになります。米国の税務ルール上(租税条約 の相手国の法律でなく)の分類を示すボックスにチェックを 入れる必要があります(例えば、法人、パートナーシップ、信 託、エステート等)。 第4章の目的でFFIが維持する口座の口 座所有者として自己を開示する目的でのみFFIにフォーム W-8BEN-Eを提出する場合、ライン4に記入する必要はあり ません。

受領する支払につき租税条約の恩恵を申請するパート ナーシップ、みなし事業体、単純信託、自益信託である場合 は、「パートナーシップ」「みなし事業体」「単純信託」「自益信 託」のボックスにチェックを入れます。この場合、租税条約 の恩恵を申請するハイブリッド事業体である旨を示すため、 「yes」のボックスにもチェックをする必要があります。「no」

のボックスは以下の場合に限りチェックすることができます。 (1) みなし事業体、パートナーシップ、単純信託、自益信託に 該当し、FFIの口座保有者として自己を記録する唯一の目的 でこのフォームを使用し、かつこのフォームが源泉徴収可能 な支払または報告対象の金額と関連していない場合、または (2) 自己のステータスを第6050W条に則って参加受領者と して記録する唯一の目的でこのフォームを使用する。このい ずれかに該当する場合、ライン4への記入は必須ではありま せんが記入を選択する場合、「no」ボックスをチェックするこ とができます。また、フォームW-8IMYを使用して、FFIの口座 保有者として自己を開示することもできます。



ライン4の目的の「免税団体」のボックスには、第501 条(c)条に基づき税金を免除される事業体のみチェ **」ックを入れてください。かかる事業体は、租税条約**

に基づく源泉徴収税率の軽減か第501(c)条以外の内国歳 入法の例外を申請する場合、またはFFIの口座保有者である 旨を記録する唯一の目的でこのフォームを使用する場合に 限りフォームW-8BEN-Eを使用してください。ただし、民間基 金の場合、「免税組織」ではなく「民間基金」にチェックを入れ る必要があります。

ライン5 自分の第4章のステータスに適合するボックス1つに チェックを入れてください。源泉徴収可能な支払の受領者で あるか、このフォームを要求するFFIに保有する金融口座の ステータスを文書で記録する場合、第4章に則したステータ スのみをこのフォームに記載する必要があります。このライ ンで任意のボックスをチェックすると、居住国での当該ボック スの分類に該当する旨を表明したことになります。



第4章のステータスの大部分については、ライン5に 記載されているステータスの条件を満たしているこ **」とを証明するために、このフォームの補足部分に記**

入する必要があります。署名して源泉徴収義務者に提出する 前に、このフォームの必須箇所すべてに記載してください。 下記、特別な指示の項目「該当するIGAに基づく証明を提出 する事業体」を参照してください。

IGAおよび関連事業体にカバーされるFFI

IGAのモデル1の対象となる法域に居住するか、かかる法域 の法律の下で創設されたIGAの報告主体であるFFIは、「モ デル1の報告主体であるFFI」にチェックを入れます。 IGAの モデル2の対象となる法域に居住するか、かかる法域の法律 の下で創設されたIGAの報告主体であるFFIは、「モデル2の 報告主体であるFFI」にチェックを入れます。 該当するIGAの 下で登録型みなし遵守FFIとして扱われる場合、「登録型みな し遵守FFI」でなく「IGAの報告主体でないFFI」にチェックを 入れて、GIINを記載します。

該当するIGAの下で報告対象でないFFIと扱われる場合 には、みなし遵守ステータスの資格を満たす場合や第4章規 則の免除最終受益者に該当する場合でも、原則として「IGA の報告対象でないFFI」にチェックを入れてください。このい ずれかに該当する場合、規則の該当ステータスにチェックを 入れる必要はありませんが、適宜、ライン9にGIINを記載する 必要があります。該当するIGAで報告不要IGAのFFIとして扱 われる所有者開示FFIは「所有者開示FFI」にチェックを入れ、 パートXに記入する必要があります。

IGAによる報告対象であるFFIに関連するFFIのうち、居住 国で非参加FFIとして扱われるものは、ライン5では「非参加 FFI」にチェックを入れてください。

有効なIGAがあるものとして扱われる法域のFFIは、「参 加FFI」でなく、「モデル1の報告主体であるFFI」、「モデル2の 報告主体であるFFIIのいずれか該当する方にチェックを入

れてください。IGAの発効地域として扱われる法域のリストは、<u>www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/</u>
Pages/FATCAArchive.aspxを参照してください。

IGAの対象となる非営利組織

有効なIGAがあるものとして扱われる法域で設立・維持されている非営利事業体であって、該当するIGAの付則Iに基づく「能動的NFFE」の定義を満たしている場合は、口座保有者として自己を開示する目的でこのフォームをFFIに提出する際に、ライン5のボックスにチェックを入れないでください。代わりに、IGAに基づく自己のステータスの証明を提出する必要があります。下記、特別な指示の項目「該当するIGAに基づく証明を提出する事業体」を参照してください。

金融口座以外の口座

外国金融機関に保有する口座のうち規則第1.1471-5(b)(2)条の金融口座以外のものを記録するためにこのフォームを提出する場合、ライン5で「金融口座以外の口座」のボックスにチェックを入れます。

ライン6 ライン1に特定する事業体の恒久的居所を記載します。恒久的居所とは、当該国の所得税に関して、自分のステータスを居住者と主張する国の住所です。租税条約に基づく源泉徴収税率の軽減を申請するためにフォームW-8BEN-Eを記載する場合、当該条約で求められるとおりに自分の居住地を判断する必要があります。金融機関の住所(自己の住所を提供する金融機関を除きます)、私書箱、郵送専用住所は記載しないでください。ただし、かかる住所のみを使用している場合、およびかかる住所が設立書類に表示されている場合(すなわち登記上の住所)を除きます。いずれの国にも税務上の居所を有さない場合、恒久的居所は主な事務所を維持する場所となります。

ライン7 ライン6の住所と異なる場合のみ、郵送用住所をここに記入します。

ライン8 米国の雇用主識別番号 (EIN) を記載します。 EINは 事業体の米国納税者番号 (TIN) です。 米国のEINを所有して いない場合で 米国TINの取得が必要な場合、フォームSS-4「 雇用種識別番号申請書」で当該番号を申請してください。

米国内で取引または事業を遂行するパートナーシップのパートナーは、実質関連課税所得を分配される可能性が高くなります。当該パートナーは米国連邦所得税の申告義務を負い、TINを所有する必要があります。

TINの記載が義務付けられるのは、以下の場合です。

- 適格プランにかかる特定の年金受領額に関して第871 (f) 条に基づき源泉徴収の免除を申請する場合、または
- 租税条約に基づく恩恵を申請し、かつライン9bに外国の TINを記載していない場合。

ただし、以下の所得項目に対する租税条約の恩恵の申請には、TINを記載する必要はありません。

- 活発に取引される株式および債務証券に起因する配当および利子
- 1940年投資会社法に基づき登録される投資会社(ミューチュアルファンド)が発行する償還可能な証券からの配当金
- 公募され(公募発行を含みます)、1933年証券法に基づき 米国証券取引委員会(SEC)に登録される単位型投資信託の 各受益者持分からの配当、利子またはロイヤリティ収入
- 上記のいずれかの証券の貸付に関わる所得

米国TINを提出する必要があるその他の状況については、規則第1.1441-1 (e) (4) (vii) 条を 参照してください。



EINが必要な場合、フォームSS-4の紙媒体での提出 よりもオンラインでの申請が奨励されます。詳細に ついては、IRS.gov/EINをご覧ください。

ライン9a 参加FFI、登録型みなし遵守FFI(財務省規則に記載されているスポンサー付FFIを含む)、モデル1もしくはモデル2の報告主体であるFFI、直接的な報告主体であるNFFE、信託のためにこのフォームを提出する外国人である受託者開示信託の受託者、またはスポンサー付直接的な報告主体であるNFFEに該当する場合は、ライン9aにGIIN(居住国に関して)を記載する必要があります。受託者開示信託の受託者で、かつ外国人である場合は、参加FFIまたはモデル1の報告主体であるFFIとして登録したときに受け取ったGIINを提出する必要があります。支店が支払を受領し、パートIIで特定される必要がある場合は、ライン9aにGIINの記載は求められず、代わりにライン13に支店のGIINを記載します(該当する場合)。

(1)該当するモデル2のIGAの付則IIに基づく登録型みなし遵守として扱われる、または(2)規則第1.1471-5(f)(1)に基づく登録型みなし遵守FFIである報告不要IGAのFFIは、ライン9にGIINを記入する必要があります。



参加FFI、登録型みなし遵守FFI(スポンサー付FFIを 含む)、モデル1もしくはモデル2の報告主体である FFI、直接的な報告主体であるNFFE、スポンサー付

直接的な報告主体であるNFFE、またはIGAの報告主体でないFFIとしてIRSへの登録手続き中であるものの、GIINをまだ入手していない場合は、このラインに「申請中」と記載することができます。ただし、このフォームの要求者は90日以内に登録後のGIINを受領し確認する必要があります。

ライン9b 金融機関の米国事務所 (FFIの米国支店を含む) に保有する金融口座 (規則第1.1471-5 (b) 条に定義されている) に関する口座保有者として自己を開示するためにこのフォームW-8BEN-Eを提出しており、このフォームに関連するフォーム1042-Sで報告可能な米国源泉の収入を受け取っている場合は、以下の場合を除き、ライン6で特定される税務上の居住者となっている法域が発行したTINを提出する必要があります。

- TINを発行されていない(TINを発行しない法域の場合を含む)、または
- 政府、中央銀行、もしくはライン4の国際機関、または米国領の居住者として、自己の身分を適切に証明している。

上記の金融口座を開示するためにこのフォームを提出しているもののライン9bにTINを記入せず、政府、中央銀行、国際機関、または米国領の居住者でない場合は、TINを発行されていない理由の説明を源泉徴収義務者に提供する必要があります。この目的上、説明は、税務上の居住地である法域でTINを取得することが法的に義務付けられていないという表明になります。この説明は、ライン9b、フォームの余白、またはフォームに関連する個別の添付書に記載することができます。ライン9bに説明を記入する場合は、「法的に要求されていない」と短く記入することができます。「該当しない」とは記入しないでください。

また、上記の金融口座を開示するためにこのフォームを使用していない場合、租税条約の恩恵を申請する目的で、税務上の居住地である法域が発行したTINをライン9bに記入することができます(必要な場合に、ライン6bに米国TINを記入するのではなく)。



ライン9aと9bには、適宜、GIINまたは外国のTINを記載します。 記載する際、小さめのフォントの使用が必要となる場合があります。 GIINまたは外国のTINに

ついて、指定欄のスペースが十分でない場合、ライン9aまた

は9bに関してそれぞれ記載されるものであると明確に特定される限り、フォームのほかの場所か別の貼付シートに印付きで明確に記載して構いません。例えば、ライン9aの近くの枠外に手書きされ、ライン9aと矢印で結ばれたGIINは、この趣旨に合う適切な記載例とされます。

ライン10 このラインは、最終受益者を開示するために源泉徴収義務者にとって役に立つ参考情報を含めるために、フォームの提出者、源泉徴収義務者、またはFFIが使用することができます。例えば、フォームW-8BEN-Eを特定のフォームW-8IMYと関連付ける義務を負う源泉徴収義務者は、ライン10を関連が明確となるように参考番号や記号を記載するために使用することができます。ライン10を使って、このフォームの提出者の口座番号を記載することもできます。みなし事業体の単独事業主は、ライン10を使って、支払を受領するか入金処理が行われる口座がみなし事業体名義であることを源泉徴収義務者に通知することができます(みなし事業体の名称をライン3に記載する必要がある場合を除きます)。

ライン10は、米国での取引や事業の遂行と実質的に関連 しない想定元本契約からの所得を明示する目的でも使用で きます。

パートII - 支払を受領するみなし事業体または支店

パートIIは、GIINを取得済みのみなし事業体が源泉徴収可能な支払を受領する場合、または支店(GIINを未取得のみなし事業体である支店を含みます)がライン2に記載される居住国以外の法域で操業する場合に記載します。例えば、A国に居住する参加FFIであるABC社がB国(IGAモデル1の対象領域)にある支店を通じて営業し、当該支店がB国に適用されるIGAのモデル1に基づきモデル1の報告主体であるFFIとして扱われると想定します。ABC社はライン9にGIINを記載せず、B国の支店がこのパートIIを記載する必要があります。当該支店は、ライン13で自己がIGAのモデル1の報告主体であるFFIであることを明示しそのGIINを記載します。支払を受領するB国の支店がみなし事業体であれば、ライン3に法的名称を記載する必要がある場合もあります。



源泉徴収可能な支払を受領するみなし事業体が GIINを取得済みの場合、当該事業体がパートルに記 載される特定所有者と同じ国に在住するかどうかに

かかわらずパート川を記載します。

同一の源泉徴収義務者から支払を受ける複数の支店/みなし事業体があり、パートIの情報が支払を受ける各支店/みなし事業体に関して同一である場合、源泉徴収義務者は、フォームに関連する支払を受ける各支店/みなし事業体と各支店/みなし事業体に対する支払の配分を特定する個別のフォームW-8BEN-Eではなく、各支店/みなし事業体に関するパートIIのすべての情報を含む明細書が添付された単一のフォームW-8BEN-Eを受領することができます。

ライン11 適用するボックス1つにチェックを入れます。みなし事業体に適用するボックスがない場合は、このパートに記入する必要はありません。モデル1の報告主体であるFFI、モデル2の報告主体であるFFI、または参加FFIにチェックを入れる場合は、ライン13に記入する必要があります(下記を参照)。支店が、該当するIGAの要件、または第4章(関連する事業体)の規則に準拠できないIGAの報告主体であるFFIの支店である場合は、「非参加FFIとして扱われる支店」にチェックを入れる必要があります。

ライン12 支店またはみなし事業体の住所を記載します。 **ライン13** モデル1もしくはモデル2の報告主体であるFFIま たは参加FFIは、支払を受領する支店のGIINをライン13に記載する必要があります。このフォームのパートIライン3に記載し、かつ当該フォームに関連する支払を受領するみなし事業体は、GIINを記載します。ライン9にGIINを記入しないでください。米国支店は、FFIのほかの支店に適用されるGIINを記載します(居住国分を含みます)。



IRSへの支店の登録手続き中であるものの、GIINを まだ入手していない場合は、このラインに「申請中」 と記載することができます。 ただし、このフォームの

要求者は90日以内に登録後のGIINを受領し確認する必要があります。

パート||| - 租税条約の恩恵の申請

ライン14a 租税条約に基づく源泉徴収税率の減免措置を申請する場合、租税条約上の居住国を記入して、自己がその国の居住者である旨を証明するためにボックスにチェックを入れる必要があります。

ライン14b 租税条約に基づく源泉徴収の減免措置を申請する場合、以下の両方の事項を証明するためにボックスにチェックを入れる必要があります。

- 租税条約の恩恵を申請する所得項目を派生させている でと。
- 租税条約に特典制限条項があれば当該制限を満たすこと。

所得項目は、かかる所得項目を受領する事業体もしくは 当該事業体の持分保有者、または一定の状況では両者によって派生する可能性があります。事業体に支払われる所得 項目がその事業体が派生させたものとみなされるのは、当 該事業体が所属する法域の法律の解釈上、かかる所得項目 に関して財務上透明でない場合に限ります。事業体に支払 われる所得項目は、以下の場合に限り、持分保有者によって 派生したものとみなされます。

- 持分保有者が当該所得項目に関して財務上透明でなく、 かつ
- 持分保有者の所属法域の法律に基づき、事業体が当該所得項目に関して財務上透明とみなされる場合。租税条約で当該条約の法域の居住者と明確に特定される事業体に直接支払われる所得項目は、当該条約法域の居住者が派生させたものとして扱われます。

租税条約の特典制限条項特典制限 (LOB) 条項が盛り込 まれる租税条約を米国と締結済みの外国の居住者は、ライ ン14bのチェックボックスのいずれかにチェックを入れる必 要があります。ボックスにチェックを入れるのは、当該条約の 特典制限条項に 租税条約の恩恵を申請するための根拠と するチェックボックスに対応する規定が含まれる場合に限ら れます。特定の条約には、チェックボックスを設ける根拠とな るすべての種類のテストが含まれない場合があります。例え ば、「派生的受益テストを満たす会社」は、EU、EEA、NAFTA の加盟国以外の条約締結国に居住する会社には通常適用さ れません。下記に掲げる特定のテストを含む各LOB条項に は、満たさなければならない要件のうち同じテストに関して 別の条約と異なる特定の要件を定めている場合があります。 ですから、各テストに関連する特定要件について、該当する 条約のLOB条項を確認する必要があります。ある所得項目 に関して条約の恩恵を申請するのに複数のチェックボックス が必要な場合でも、条約の免除を申請するのに必要なのは、 通常1つのLOBチェックボックスのみです。

一般的便宜のために、各テストを以下にまとめています。 ただし、この情報を信頼してLOBテストの要件を満たすとい う最終的判断を下すことは避けてください。 条約で適用可 能なテストの種類とそうしたテストの特定の要件を判断す るには、LOB条項の本文を確認する必要があります。事業 体による条約の恩恵の申請を記録するのに関連する制限 特典条項内の主なテストの要約は、こちらのサイトIRS.gov/ Individuals/International-Taxpayers/Tax-Treaty-Tablesの第4 表「制限特典」を参照してください。

- 政府―事業体が締結相手となる国家、地方政府または地 方公共団体である場合、このテストの要件を満たします。
- 免税年金信託または年金基金―信託または基金の受益 者または参加者の過半数が信託または基金自体の居住国の 居住者であることがこのテストの原則的要件となります。
- その他の免税組織―宗教、慈善、科学、芸術、文化、教育に 関する組織の受益者、構成員または参加者の過半数が組織 の居住国の居住者であることがこのテストの原則的要件と なります。
- 上場法人―法人の主たる種類の株式がその居住国の著 名な株式取引所で主としてかつ定期的に取引されることが このテストの原則的要件となります(ほかの条約で、米国か 条約国、または主要管理地が居住国である場合は特定第三 国のいずれかでの取引が許容される場合があります)。
- 上場法人子会社―会社株式の議決権および価値の過半 数が上場法人テストの要件を満たす5社以下の上場法人(す べての法人が米国または当該子会社と同じ国に在住する場 合に限ります)によって直接または間接的に所有されている ことが、このテストの原則的要件となります。
- 所有権および税源侵食テストを満たす会社―会社の株式 の議決権および価値の過半数が当該会社と同じ国に在住す る個人、政府、免税事業体および上場法人によって直接また は間接的に所有されていることが、このテストの原則的要件 となります。ただし、過半数の所有権を持つすべての会社が 同じ国の居住者であり、かつ所有権テストの有効株主以外 の者に直接または間接的に支払済みであるか未払処理され る金額が被所有会社の総所得の50%を超えない場合に限り ます。
- 派生的受益テストを満たす会社—このテストは通常、 NAFTA、EU、およびEEA加盟国の条約に限定され、所得項目 の全部または一部(利息、配当、ロイヤリティ)にのみ適用さ れる場合があります。原則的に、会社の株式の累積議決権お よび価値の95%超が7社以下の相当受益者によって直接ま たは間接的に所有されていることが要件となります。ここで 相当受益者とは、EU、EEA、NAFTA加盟国の居住者であり、 かつ米国と締結した条約のLOB条項に含まれる所有権テス トのいずれか(株式所有権および税源浸食テストを除きま す)に基づき同一の受益を受ける資格が与えられている最 終受益者を指します。このほか、相当受益者以外の者に直接 または間接的に支払済みであるか未払処理される金額が被 所有会社の総所得の50%を超えないことも要件となります。
- 能動的な事業テストを満たす所得項目を有する会社―会 社が居住国で事業に能動的に従事しており、支払者が関連 当事者である場合は、当該国での活動が自己の米国での活 動と実質的に関連しており、所得がこうした取引または事業 に関連してまたは付随して発生することがこのテストの原則 的要件となります。
- 有利な裁量判断を受領済み―適用される条約のLOBテス トの特定目的を満たさないものの、会社が要求する恩恵の 申請を認めるという特典を認める米国監督当局からの有利 な裁量判断を取得することがこのテストの要件となります。 条約または専門的解釈で明示的に別途定める場合を除き、 裁量的恩恵の申請の保留中は、裁量的恩恵を主張できま せん。
- その他―上記に掲げられていないほかのLOBテスト(例: 本拠テスト)。申請の根拠とするほかのテストを特定するか、

条約にLOB条項がない場合は「N/A(該当なし)」と記入しま す。例えば、米国とオランダの租税条約での本拠テストを満 たす場合、指定欄に「本拠テスト、第26(5)条」と記入します。

自己のために租税条約の恩恵を申請する事業体は、フォ ームW-8BEN-Eを記載します。持分を保有する事業体が当 該保有者の法域において財務上透明とみなされる場合、か かる持分保有者が租税条約の恩恵を申請するには、適切な 租税条約締結国の居住者として、フォームW-8BEN(個人の 場合) またはフォームW-8BEN-E(事業体の場合) を自己に関 して記載します。また、財務上透明な事業体は、持分保有者 のフォームW-8BENまたはフォームW-8BEN-Eを当該事業 体が記載するフォームW-8IMYと連動させます(下記、特別な 指示の項目「ハイブリッド事業体」を参照してください)。



租税条約は、米国税務上国内法人と扱われる事業体 が受領する所得項目に対する税額の軽減には適用 まれないことがあります。 ですから、国内法人および

その株主は、かかる法人が受領する米国源泉所得項目に対 する米国所得税の軽減の恩恵を受ける資格を有しません。



和税条約締結国の居住者として所得を派生させる事 業体は、適用される租税条約に「特典制限条項」がな ■ い場合は、このボックスをチェックすることができ

ます。

ライン14c 1986年12月31日以前に発効済み(かつ、再交渉 が実施されていない)租税条約に基づき、(1)別の外国法人 から支払を受ける米国源泉配当、または(2)別の外国法人の 米国の取引か事業によって支払われる米国源泉利息につい て条約上の恩恵を申請する外国法人は、原則として、租税条 約国の「適格居住者」である必要があります。外国法人の米 国での取引または事業からの受取利息(「支店利息」)の定 義については第884条およびほかの適用ルールを参照して ください。

外国法人が以下のいずれかに該当する場合、通常当該外 国法人はある国の適格居住者となります。

- 50%の所有権テストおよび税源侵食テストを満たす。
- その証券が、主に居住国または米国の定着した証券市場 で日常的に取引される。
- その居住国で活発に取引または事業を遂行する。
- IRSから適格居住者である旨の判定を受けている。上記の 各テストを満たすための要件については規則第1.884-5条 を参照してください。



1987年1月1日以降に施行した租税条約に基づきそ の恩恵を申請する場合は、14cのボックスではなく、 14bのボックスをチェックします。

ライン15 ライン15を使用するのは、ライン14の表明(または このフォームのほかの証明)ではカバーされない条件を満 たす必要のある租税条約の恩恵を申請するケースに限られ ます。条約の利息もしくは配当(所有権に基づく優遇税率の 対象となる配当を除きます)の条項またはその他の所得の 条項に基づく条約上の恩恵の申請には原則的に使用しませ ん(ただし、こうした条項で追加の表明が要求される場合を 除きます)。例えば、一部の条約では、追加要件(所有割合、 所有期間、適用されるLOB条項の一連のテストの充足等)を 満たすことを条件に、特定の適格居住者に対して配当の税 率をゼロとすることを認めています。具体的な租税条約の条 項、条、号を適宜記載してください。記載した条約の条項に 基づき満たす要件もこの欄に記載してください。

このラインの記載者の例を以下に掲げます。

カナダ、メキシコ、ドイツおよびオランダとの租税条約の免 除団体条項に基づき条約の恩恵を申請する免除団体。

• 配当を支払う事業体の株式を特定割合所有し、特定期間 当該株式を所有することに基づき配当に適用される優遇税 率を申請する外国法人。当該外国法人は、株式の所有割合 と所有期間を記載してください。例えば、米国とイタリアの租 税条約に基づき配当に5%の税率を申請するためには、イタ リア法人は少なくとも議決権付き株式の25%を12か月間所 有する必要があります。

また、米国とドイツの租税条約第10(3)条に基づき支払配当に対し税率ゼロの適用を受けることができ、申請する場合は、ライン15の指定欄に「第10(3)条」、「0(ゼロ)」と記入します。説明の指定欄には、配当の最終受益者である旨、ドイツの居住者である旨、配当支払法人の議決権の80%以上に相当する株式を確定配当の授権日時点で12か月間直接所有している旨、配当に関して条約第28(2)(f)(aa)条および第28(4)条の条件を満たす旨を記載することができます。

- 条約に種類の異なるロイヤリティに対して異なる源泉徴収 税率が規定されている場合は、ロイヤリティに関する条約の 恩恵の申請者。
- 通常の適用税率以外の利息に対する条約上の恩恵の申請者。例えば、米国とオーストラリアの租税条約では、第11(2)条に基づき利息には税率10%が通常適用されますが、第11(3)条の特定の条件を満たす場合、利息に対して源泉徴収が免除されます。

パート IV〜XXVIII – 第4章に則した ステータスの証明

第4章のステータスを証明するパートIV~XXVIIIのうち、1つのパートのみに記入してください(必要な場合)。源泉徴収可能な支払の受領者でない場合、またはこのフォームを要求するFFIに口座を保有していない場合は、第4章に則したステータスの証明を記載する必要はありません。どのパートを記載すべきかは、ライン5でチェックしたボックスを参考に判断します。ライン5で、非参加FFI、参加FFI、登録型みなし遵守FFI(スポンサー付FFIを除く)、モデル1もしくはモデル2の報告主体であるFFI、または直接的な報告主体であるNFFE以外)を選択する事業体は、パートIV~XXVIIIの証明のいずれも記載する必要はありません。

IGA フォームW-8BEN-EのパートIV~XXVIIIに含まれる証明の代わりに、場合によっては源泉徴収票義務者に代替的証明を提出することができます。下記、特別な指示の項目「該当するIGAに基づく証明を提出する事業体」を参照してください。

パートIV - スポンサー付FFI

ライン16 規則第1.1471-5(f)(1)(i)(F)に記載されているスポンサー付FFIの場合は、ライン1で特定されたスポンサー付FFIの代わりに、デューデリジェンス、報告、源泉徴収義務(該当する場合)を履行することに同意したスポンサー事業体の名称を記入します。ライン9にGIINを記入する必要があります。

ライン17 スポンサー付投資事業体またはスポンサー付被支配外国法人(第957(a)条の意味における)のいずれかであること、および、このステータスに関するその他の要件を満たすことを証明するために、該当するボックスにチェックを入れる必要があります。

パート V - 認証型みなし遵守非登録地方 銀行

ライン18 認証型みなし遵守非登録地方銀行である場合は、 このボックスにチェックを入れて、認証型みなし遵守ステー タスのすべての要件を満たす旨を証明する必要があります。

パートVI - 認証型みなし遵守FFIのうち 保有口座が少額に限られるもの

ライン19 保有口座が少額に限られる認証型みなし遵守FFIである場合は、このボックスにチェックを入れて、認証型みなし遵守FFIという分類のすべての要件を満たす旨を証明する必要があります。

パート VII - 非公開投資事業体(みなし遵守スポンサー付で認証型のもの)

ライン20 ライン1の事業体が参加FFIであるかのようにライン1に特定した事業体のデューデリジェンス、報告および源泉徴収義務を果たすことに同意済みのスポンサーとなる事業体の名称を記載します。ライン9aに、スポンサーとなる事業体のGIINを記載する必要もあります。

ライン21 スポンサー付の非公開投資ビークルである場合は、このボックスにチェックを入れて、認証型みなし遵守ステータスのすべての要件を満たす旨を証明する必要があります。

パート VIII - 認証型みなし遵守期間限定 債権投資事業体

ライン22 期間限定債権投資事業体である場合は、このボックスにチェックを入れて、認証型みなし遵守ステータスのすべての要件を満たす旨を証明する必要があります。

パートIX - 金融機関の口座を維持していない一部の投資事業体

ライン23 規則第1.1471-5 (e) (4) (i) (A) 条に記載されることのみを理由として金融機関に該当するFFIであり、金融口座を維持していない場合は、このボックスにチェックを入れて、認証型みなし遵守ステータスのすべての要件を満たす旨を証明する必要があります。

パートX- 所有者開示FFI

ライン24a 所有者開示FFIである場合は、このボックスにチェックを入れて、このステータスのすべての要件を満たす旨、および所有者開示FFIのために指定源泉徴収義務者の役割を担うことに同意する米国金融機関、参加FFI、またはモデル1もしくはモデル2の報告主体であるFFIにこのフォームを提出する旨を証明する必要があります。所有者開示FFIに関する詳しい情報(指定源泉徴収義務者等)については、規則第1.1471-5 (f) (3) 条を参照してください。

ライン24b ボックスをチェックして、証明に記載される証拠書類(FFI所有者報告書、ライン24bに記載する当該報告書に記載される各人の有効な証明書等)を提出済みまたは提出する予定である旨を証明します。

ライン24c このボックスをチェックして、このラインに関連する要件を満たす旨の監査人のレターを(ライン24bで要求される情報の代わりに)提出済みまたは提出する予定である旨を証明します。



ライン24bかライン24cのいずれかをチェックしま す。 両方のボックスのTIPをチェックしないでくだ さい。

ライン24d 偶発的受益者または未特定受益者の指定クラス を持たない場合は、このボックスをチェックします。 この証明 は義務ではありませんが、所有者開示FFIが提出した所有者 報告書は、オフショア義務(規則第1.6049-5(c)(1)条の定義 を準用)に関して状況が変化しない限り、第4章に関して無期 限に有効です。ただし、この証明が提出されること、ならびに 源泉徴収義務を有する所有者開示FFIが保有する全口座の 口座残高が2014年6月30日または口座開設年の末日のいず れか遅い期日、および支払に先立つ各後続年の末日におい て、規則第1.1471-5(b)(4)(iii)条の累計原則に則して100万 ドルを超えていないことを条件とします。

パート XI - 制限分配者

ライン25a 制限分配者である場合は、このボックスにチェッ クを入れて、当該ステータスのすべての要件を満たす旨を証 明する必要があります。

ライン25bおよび25c 適当なボックスにチェックを入れて自 己のステータスを証明します。 両方のボックスをチェックし ないでください。



制限分配者は、制限ファンドとの分配契約に関連し て自己が維持する口座についてのみ証明することが できます。制限分配者がかかる分配契約に関して第

3章の源泉徴収または源泉徴収可能な支払の対象となる支 払を受領する場合は、このフォームでなくフォームW-8IMYを 記載します。ただし、かかる契約に関連する持分を最終受益 者として保有する場合を除きます。

パートXII - IGAの報告主体でないFFI

ライン26 このボックスにチェックを入れて、IGAの報告主体 でないFFIとして扱われることを示します。 IGAを特定するた めに米国との間で有効として取り扱われるIGAを有する法域 名を記載し、IGAがモデル1かモデル2であるかを明示する必 要があります。IGAの付則IIに掲げるFFIの具体的分類も源 泉徴収義務者に提出する必要があります。提出する際は、自 己のステータスを最も適切かつ具体的に説明する付則IIの 文言を使用してください。例えば、明示する際は「免除最終 受益者」でなく、「免除最終受益者が100%所有する投資事業 体」とします。IGAの報告主体でないFFIが規則に基づきみ なし遵守ステータスを申請する場合は、これに代えて、適用 対象となる規則の条文をこのラインに明示する必要があり ます。

規則上所有者開示FFIの資格を有するため、適用される IGAで報告主体以外の金融機関に該当する場合、「IGAの報 告主体でないFFI」の代わりに、「所有者開示FFI」をチェック するとともに、パートXIIでなくパートXを記載する必要があり

IGAの報告主体でないFFI(外国人である受託者開示信託 の受託者を含む)についてGIINが必要な場合に関しては、ラ イン9aの説明を参照してください。

パートXIII - 外国政府、米国の所有下にあ る政府、外国中央銀行

ライン27 外国政府、外国の地方政府(当該政府が100%所 有する部局およびそれらの代理機関を含みます)、米国の所 有下にある政府、または外国の中央銀行(いずれも規則第 1.1471-6条の定義を準用)である場合は、このボックスにチ

ェックを入れて、当該ステータスのすべての要件を満たす旨 を証明する必要があります(例えば、規則第1.1471-6(h)(2) 条で許容されるものを除き、このラインに掲げるタイプの営 利金融活動に従事しない等)。



外国政府、または外国の地方政府(当該政府が 100%所有する部局およびそれらの代理機関を含み ます)、米国の所有下にある政府、または外国の中央

銀行である場合は、第115(2)条、892条、895条の適用を申請 しない支払についてはフォームW-8BEN-Eのみを記載してく ださい。それ以外の場合は、フォームW-8EXPを使用してくだ

パート XIV - 国際機関

ライン28a このボックスをチェックして、第7701 (a) (18)条 に掲げる国際機関である旨を証明する必要があります。



大統領令(22合衆国法典第288条~第288f条に準 柳) により国際機関として指定される事業体は、ボッ クス28aをチェックします。第3章に則した源泉徴収

の免除を申請する場合は、フォームW-8EXPを使用します。

ライン28b ライン28aに掲げる国際機関以外の国際機関で ある場合は、このボックスにチェックを入れて、当該ステータ スのすべての要件を満たす旨を証明する必要があります。

パート XV - 免除年金プラン

ライン29a、b、c、d、e、f 免除年金プランである場合は、該当 するボックスにチェックを入れて、当該ステータスのすべて の要件を満たす旨を証明する必要があります。

パート XVI - 免除最終受益者が100%所有 する事業体

ライン30 免除最終受益者が100%所有する事業体である場 合は、このボックスにチェックを入れて、当該ステータスのす べての要件を満たす旨を証明する必要があります。このライ ンに掲げる所有者の書類も提出して、各直接的所有者また は債権保有者が規則第1.1471-6(b)条に掲げる免除最終受 益者である旨を証明する必要があります。

パート XVII - 領域内金融機関

ライン31 領域内金融機関である場合は、このボックスにチェ ックを入れて、当該ステータスのすべての要件を満たす旨を 証明する必要があります。

パート XVIII - 適用除外非金融グループ事 業体

ライン32 適用除外非金融グループ事業体である場合は、こ のボックスにチェックを入れて、当該ステータスのすべての 要件を満たす旨を証明する必要があります。

パート XIX - 適用除外非金融新設会社

ライン33 適用除外非金融新設会社である場合は、このボッ クスにチェックを入れて、当該ステータスのすべての要件を 満たす旨を証明する必要があります。設立日、または新規の 事業(金融機関または受動的NFFEの事業以外)を承認する 取締役会決議(または相当の措置)の日付も記載する必要が あります。

パート XX - 清算または破産手続き中の適 用除外非金融事業体

ライン34 清算または破産手続き中の適用除外非金融事業 体である場合は、このボックスにチェックを入れて、当該ステ ータスのすべての要件を満たす旨を証明する必要がありま す。清算計画、再建計画、破産の申請を提出した日付も記載 する必要があります。

パート XXI - 第501(c)条組織

ライン35 規則第1.1471-5(e)(5)(v)に従い第501(c)条組織 として第4章のステータスを申請する事業体である場合は、 このボックスにチェックを入れて、IRSが組織に決定書を発行 した日付を記載するか、当該組織が第501(c)条組織に該当 する旨を証明する米国顧問の意見書の控えを提出する必要 があります(外国民間基金であるか否かとは関係ありま せん)。



第501 (c) 条組織が第3章に則して源泉徴収の免除 を申請する場合は、フォームW-8EXPを使用します。

パート XXII - 非営利組織

ライン36 非営利組織(規則1.1471-5(e)(5)(v)に従い第501 (c) 条組織として第4章のステータスを申請する事業体を除 きます)である場合は、このボックスにチェックを入れて、当 該ステータスのすべての要件を満たす旨を証明する必要が あります。

IGAに基づく非営利組織 施行中のIGAを有するものとし て扱われる法域において設立・維持される事業体であり、付 則Iで能動的NFFEである非営利組織として説明される場合 は、下記の特別な指示の項目「該当するIGAに基づく証明を 提出する事業体」を参照してください。

パートXXIII - NFFEのうち上場事業体 または上場企業の関連会社であるNFFE

ライン37a ト場事業体NFFEである場合は、このボックスに チェックを入れて、金融機関に該当しない旨を証明し、かつ 株式が公に取引される証券取引所名を記載する必要があり ます。

ライン37b ト場米国事業体または外国事業体として同一の 系列グループ傘下に属するNFFEである場合は、このボック スにチェックを入れて、上場事業体の名称を記載し、上場事 業体の株式が公に取引される証券市場を明示する必要があ ります。事業体の株式が定着した証券市場で日常的に取引 されるか否かを判断するには、規則第1.1472-1(c)(1)(i)条 を参照してください (事業体が上場しているか否かの判断に は、適宜「米国事業体」を「NFFE」と読み替えます)。

パート XXIV - 適用除外領域のNFFE

ライン38 適用除外領域のNFFEである場合は、このボックス にチェックを入れて、この分類のすべての要件を満たす旨を 証明する必要があります。適用除外領域のNFFEの定義につ いては、規則第1.1472-1 (c) (1) (iii) 条を参照してください。

パート XXV - 能動的NFFE

ライン39 能動的NFFEである場合は、このボックスにチェッ クを入れて、当該ステータスのすべての要件を満たす旨を証 明する必要があります。例えば、このパートに関する証明に 掲げる資産と受動的所得テストなどがこの要件に含まれま

す。このテストの適用に関して、受動的所得には配当、利息、 家賃、ロイヤリティ、年金、その他特定の形態の受動所得が 含まれます。受動的所得の詳しい定義については、規則第 1.1472-1(c)(1)(iv)(A)条を参照してください。また、特定 種類の所得に対する受動的所得の定義の例外については、 規則第1.1472-1(c)(1)(iv)(B)条を参照してください。

パート XXVI - 受動的NFFE

い旨を証明することができます。

ライン40a 受動的NFFEである場合は、このボックスにチェッ クを入れて、金融機関に該当しない旨、および上場NFFE、上 場企業の関連会社であるNFFE、適用除外領域のNFFE、能 動的NFFE、直接的報告主体であるNFFE、またはスポンサー 付直接的報告主体であるNFFEとして自己のステータスを証 明しない旨を証明する必要があります。

注: 特定の種類のFFI(規制第1.1471-5(e)(4)(i)(B)条を参 照) に管理されている事実がない受動的NFEFの場合、受動 的NFFEではなく金融機関とみなされるので、ライン40aに は記入しないでください。



NFFEが能動的NFFE(またはこのフォームの別のパ ートに掲げるその他のNFFE) に該当する可能性が ある場合でも、ライン40aをチェックして、その実質的 米国人所有者を開示するか、実質的米国人所有者を有さな

ライン40b 実質的米国人所有者がいない旨を証明するには このボックスをチェックします。

ライン40c このボックスにチェックを入れずにライン40bの 証明を行う場合は、このボックス40cにチェックを入れて、パ ートXXIXに記入し、実質的な米国人所有者それぞれの氏名、 住所、TINを特定し提出する必要があります。

注:フォームW-8BEN-EをFFIに提出するNFFEで、モデル1 またはモデル2の報告主体であるFFIとして扱われる場合、支 配的米国人(該当するIGAの定義に準じます)を報告するた めに、パートXXIXも使用することができます。このパートお よびパートXXIXの「支配的米国人」という言及箇所は、モデ ル1またはモデル2の報告主体であるFFIとして取り扱われる FFIにこのフォームが提出される場合に限り適用されます。

パート XXVII - 適用除外中間関係会社に 該当するFFI

ライン41 適用除外中間関係会社に該当するFFIである場合 は、このボックスにチェックを入れて、当該分類のすべての要 件を満たす旨を証明する必要があります。この分類は適用 除外中間関係会社のうち、このパートの証明で説明する預金 口座を保有し、かつ当該預金口座を維持する金融機関に自 己を登録するFFIにのみ適用します。所属する系列グループ 傘下以外の者(前文に掲げる預金機関を除きます)から源泉 徴収可能な支払のやり取りをする場合は、この分類には該当 しません。このステータスのすべての要件については、規則 第1.1471-5(e)(5)(iv)条を参照してください。

パート XXVIII - スポンサー付直接的な報告 主体であるNFFE

ライン42および43 スポンサー付直接的な報告主体である NFFEである場合は、ライン42にスポンサー事業体の名称を 記入し、このボックスにチェックを入れて、当該分類のすべて の要件を満たしている旨を証明する必要があります。また、 ライン9aにGIINを記載する必要があります。

パートXXIX – 受動的NFFEの 実質的米国 人所有者

自己を受動的NFFEと認定するNFFE (領域内NFFEでありかつ規則第1.1472-1 (c) 条に基づき適用除外領域内NFFEに該当しない投資事業体を含みます)が、パートXXVIで1人以上の実質的米国人所有者を有する場合は、各実質的米国人所有者を明示する必要があります。該当する欄に各実質的米国人所有者の名称、住所、TINを記載してください。これら情報を掲載する明細書を別途添付することもできますが、当該明細書もパートXXXによる偽証罪やその他の証明の対象となります。口座の維持管理先でありモデル1またはモデル2の報告主体であるFFIの求めにより、支配的米国人(該当するIGAの定義を準用)についての情報を報告する場合、この欄を使用するか別途明細書を添付して、かかる人物について報告することができます。

パートXXX - 証明

フォームW-8BEN-Eは以下の者によって署名され日付を付 される必要があります。最終受益者の権限を有する代表者も しくは役員、参加受領者(第6050Wに関して)、またはこのフ ォームを要求するFFIの口座保有者。フォームの提出者はこ のボックスにチェックを入れて、ライン1で特定した所得の最 終受益者である事業体のために署名する法的能力を有する ことを証明する必要があります。正当に承認された代理権に 基づき行動する代理人がフォームW-8BEN-Eを記載する場 合、当該フォームの作成、署名と提示において、代理人にその 権限を明示的に付与する適切な形式の委任状、またはその 控えを当該フォームに添付する必要があります。その書式と して、フォーム2848「委任状および代理権限の申告」を使用 することができます。代理人は、最終受益者、受領者、または 口座保有者と同様に、誤り、虚偽または不正を含むフォーム に対して課される罰則の法的責任を負う可能性があります。 事業体の権限を有する代表者、役員または代理人は、フォー ムW-8BEN-Eに署名することにより、当該フォームの正誤を 左右する状況の変化が生じてから30日以内に新しいフォー ムを提出することに同意したことにもなります。

源泉徴収義務者が、このフォームを電子署名で提出することを認める場合もあります。電子署名は、電子署名を許可された者によりフォームが電子的に署名されたことを示す必要があります(日時のスタンプ、およびフォームが電子署名された旨を明記するなど)。単に署名欄に自己の名前を入力しただけでは、電子署名にはなりません。

ブローカー取引または物々交換 ブローカーとの取引または物々交換からの所得は、免除外国人に該当する旨をブローカーまたは物々交換所に通知するためにフォームW-8BEN-Eまたは代替フォームが提出される場合を除き、報告ルールと予備源泉徴収の対象となります。

以下のすべてに該当する場合、当該年に関して免除外国 人に該当します。

- 外国の法人、パートナーシップ、エステート、信託のいずれ かであること
- ブローカーとの取引または物々交換からの利得に実質的に関連する米国内の取引または事業に従事したことも従事する計画もないこと

特別な指示

租税条約の恩恵を申請するハイブリッド事業体

ハイブリッド事業体が居住者として自己のために租税条約の恩恵を申請する場合は、適用される租税条約で許容される範囲で申請することができます。パートIIIの説明書に記載された方法でこのフォームW-8BEN-Eに記入して租税条約の恩恵を申請し、以下で指定された範囲でパートIに記入する必要があります。第4章の目的上受領者として扱われるみなし事業体でない限り、第4章のステータスを示すライン5には記入しないでください。

源泉徴収可能な支払について租税条約の恩恵を申請するフロースルー事業体である場合は、源泉徴収明細書(必要な場合)と共にフォームW-8IMYも提出して、パートナーまたは所有者それぞれの第4章に則したステータスを証明します。単一または複数のパートナーや所有者が第4章の源泉徴収の対象(非参加FFIなど)になっていない限り、割当に関する情報はこの源泉徴収明細書には必要ありません。源泉徴収可能な支払について条約の恩恵を申請するみなし事業体は、当該事業体が第4章に関して受領者として扱われ、自己のGIINを所有する場合を除き、このフォームと共に、適宜、フォームW-8BEN-EまたはW-8BENを源泉徴収義務者に提出してください。みなし事業体または源泉徴収義務者に提出してください。みなし事業体または源泉徴収義務者は、ライン10を使用して、源泉徴収義務者にこれら2つのフォームの関連性を知らせることができます。

ライン1 法人名を記載します(設立または組織化した国における法的身元を参考に決定)。

ライン2 創設、組織化または準拠する法律の国名を記載します。

ライン3 このラインは空欄のままにします。 租税条約の恩恵を申請するハイブリッド事業体(みなし事業体を含みます)は、このフォームの記載上、最終受益者として扱われ、ライン1で特定される必要があります。

ライン4 みなし事業体、パートナーシップ、自益信託または単純信託の中から該当するボックスをチェックします。 租税条約の恩恵を申請するハイブリッド事業体である旨を示すボックスをチェックしてパート3を記載する必要もあります。

ライン5 上述の状況を除いて、このラインは空白のままにします。

ライン6、7、8 ライン6、7、8は、上述した個別の指示に従って記載します。

ライン9b 税務上の居住国から納税者番号を発行されている場合は、ここに記載します。所有者の納税者番号は記載しないでください。

ライン10 この参考欄は、該当する別の源泉徴収証明書や第4章に則して提供されるほかの書類とこのフォームW-8BEN-Eを関連付けるために使用します。例えば、パートナーシップが租税条約の恩恵を申請する場合は、源泉徴収義務者に情報を提供して、このフォームW-8BEN-Eを、フォームW-8IMYおよび所有者の第4章に則したステータスを証明するために当該パートナーシップが提供する所有者の書類に関連付けることができます。

パートIIIおよびXXXは、上述した個別の指示に従って記載する必要があります。該当する場合は、パートIIも記載します。

外国のリバースハイブリッド事業体

外国のリバースハイブリッド事業体は、その所有者のために租税条約の恩恵を申請しない支払に関してのみフォームW-8BEN-Eを提出します。また、源泉徴収可能な支払を受領するときには、第4章に則したステータスを記載する必要があります。外国のリバースハイブリッド事業体がその所有者のために租税条約の恩恵を申請する場合には、申請する所有者それぞれにつき、源泉徴収明細書、フォームW-8BENもしくはW-8BEN-E(または許容される文書証拠)と共にフォームW-8IMYを源泉徴収義務者に提出します。詳しい情報については、フォームW-8IMYおよび付随する説明書を参照してください。

該当するIGAに基づき証明書を提出する事業体

口座を保有するIGA法域内のFFIである源泉徴収義務者は、 該当するIGAのデューデリジェンス要件を満たすために、パ ートIVからXXVIIIで示すものに加えて、第4章に則したステー タスの証明を提供することができます。こうした場合には、 パートIVからXXXIIIで要求される証明を記載する代わりに、 このフォームW-8BEN-Eに代替的証明書を添付することが できます。ただし、以下の両方が条件となります。 (1) 当該証 明書は、第4章に則して、または該当するIGAに基づき自己の ステータスを正確に反映している旨を断定すること。(2)源 泉徴収義務者が該当するIGAに基づく参加FFIまたは登録型 みなし遵守FFIとしてのデューデリジェンス要件を満たすた めに当該証明書を提供する旨の表明を当該源泉徴収義務者 から書面で受け取っていること。例えば、A国で組織化され た事業体Aは、B国のFFIに口座を保有し、B国はモデル1の IGAを発効済みだとします。B国のFFIは、B国のIGAに基づく 自己のデューデリジェンスおよび文書要件を満たすため、B 国のIGAの条件に基づく第4章のステータス証明を提供する よう事業体Aに求めます。

該当するIGAで定める定義に基づく第4章に則したステ ータスを断定し、提供する証明書が施行中のIGAを有する ものとして扱われる法域を特定し、かつ該当するIGAに従い NFFEまたはFFIとしてのステータスを説明する場合には、こ のフォームに該当するIGAの証明書を添付することもできま す。 ただし、該当するIGAでの自己のステータスがNFFEであ ると判断する場合でも、該当するIGAで定義するNFFE(「能 動的NFFE」等)としての証明をカバーする前条で定めるFFI によって代替的証明が提供される場合を除き、このフォーム を記入するために規則に基づく免除対象NFFEに該当する かどうかを判断する必要があります。さらに、該当するIGAに 基づくステータスを断定する場合は、IGAの法域の法律に基 づく自己のステータスの条件に従う必要もあります。パート IV~XXVIIIの証明を提供できない場合、または該当するIGAで 「能動的NFFE」の定義に該当する非営利団体である場合、 ライン5のボックスをチェックしないでください。 ただし、IGA の定義に基づき自己のステータスを決定し、このフォームに 記載する第4章に則したステータスを証明できる場合には、 このフォームを提出するFFIが要求する場合を除き、本項に 掲げる証明を提供する必要はありません。

該当するIGAに基づき提供される証明も、パートXXXによる偽証罪とその他の証明の対象となります。

各規則に基づき代替的または追加の証明書を提出する 事業体

このフォームに記載されていないステータスに該当する場合は、該当する証明を掲載するほかのW-8フォームから、かかるステータスに適用される証明を添付することができます。 該当する証明がフォームW-8に記載されていない場合

(新たな規制が追加のステータスを規定し、このフォームがそのステータスを反映するように更新されていない場合など)は、規則の特定のセクションに記載されている該当するステータスに適格であることを証明する添付文書を提出してください。当該添付書類には、かかる規則の適用規定を言及してください。このように添付された証明は、このフォームW-8BEN-Eの不可欠な構成要素となり、パートXXXによる偽証罪およびその他の証明の対象となります。

文書業務削減法通告 このフォームに記載される情報は、米 国内国歳入法を執行するために要請されるものであり、情報の提供が義務付けられます。これらの情報は、皆さんがこうした法律を遵守するよう徹底し、適切な額の税金を算定・徴収するために必要です。

当該フォームに有効なOMB管理番号が表示される限り、 文書業務削減法の対象となるフォームで求められる情報を 提出する必要はありません。フォームまたは説明書に関連 する帳簿または記録は、その内容が内国歳入法の執行にお いて重要となる可能性がある限り、保持する必要があります。 一般的に税務申告書および申告情報は、第6103条で要求さ れるとおり、機密性を帯びます。

このフォームを記入・提出するのに必要な時間は、個人の状況に応じて異なります。平均的な見積所要時間を以下に掲げます。記帳、12時間40分。法律またはフォームに関する学習、4時間17分。フォームの記入と送付、8時間16分。

上記所要時間の正確性やこのフォームをよりシンプルにするための提案について、ぜひご意見をお寄せください。ご意見は以下のサイトから送信できます。

IRS.gov/FormComments

以下宛てにご意見を送付していただくこともできます。 内国歳入庁、税務フォームおよび出版物部門、1111 Constitution Ave. NW, IR-6526, Washington, DC 20224. フォームW-8IMYはこの部署に送付せず、源泉徴収義務者に 提供してください。